

軽自動車などの廃車・変更手続きはお早めに!

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

4月2日以降に廃車手続きをしても、その年度分の税金は全額納付していただくことになります。また、解体済み、行方不明でお手元がない場合や、車検切れ、故障などで使用せず放置している場合でも、廃車の手続きをしない限り毎年課税されます。

車両の廃車または譲渡、所有者の住所を変更(転入・転出の場合)したときは、**3月31日までに必ず手続きをしてください。**

125cc以下の原動機付自転車
農耕車を含む小型特殊自動車
(町のナンバープレート)

四輪の軽自動車
125ccを超えるバイク
小型二輪車(250ccを超えるもの)

【届出先】

▼住民生活課税務班

☎ 72-0450

▼総合ふれあいセンター内窓口センター

☎ 73-0811

【届出に必要なもの】

◆廃車…ナンバープレート

◆名義変更…譲渡証明書

◆盗難…警察へ届け出をした際の受理番号

【届出先】

▼四輪の軽自動車

軽自動車検査協会高知事務所/高知市長浜

☎ 050-3816-3125

▼125ccを超えるバイク

四国運輸局高知運輸支局/高知市大津

☎ 050-5540-2077

※届け出に必要なものは電話で事前にご確認ください。

令和8年度 軽自動車税 税率表(年額)

車種区分		税率(年額)	税率(年額)			
			①旧税率	②新税率	③重課税率	
原付	①50cc以下または600w以下(③及び④を除く)特定小型原動機付自転車を含む	2,000円	三輪自動車	3,100円	3,900円	4,600円
	②50cc超~90cc以下	2,000円	四輪乗用(自家用)	7,200円	10,800円	12,900円
	③90cc超~125cc以下	2,400円	四輪乗用(営業用)	5,500円	6,900円	8,200円
	④ミニカー	3,700円	四輪貨物(自家用)	4,000円	5,000円	6,000円
軽二輪(125cc超~250cc以下)		3,600円	四輪貨物(営業用)	3,000円	3,800円	4,500円
小型二輪(250cc超)		6,000円	①平成27年3月31日以前に新規登録した車両 ②平成27年4月1日以降に新規登録した車両 ③初めて車両番号の指定を受けた月から13年を経過した車両 *電気自動車などは、重課対象外車両です。			
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円				
	その他のもの	5,900円				

問い合わせ先 住民生活課 税務班 長谷川

国民健康保険の届け出はお早めに

年度替わりの時期は、転入・転出・就職・退職などにより国民健康保険の加入・脱退などの手続きが多くなる時期です。

加入・脱退などの手続きは、14日以内に必ず届け出をしてください。

※マイナンバーカードの保険証利用をされている方も国保の加入・喪失の手続きは必要です。

	こんなとき	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	大豊町に転入したとき	転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	健康保険の資格喪失証明書
	職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	
	任意継続が切れたとき	
	子どもが生まれたとき	母子手帳、世帯主の通帳
生活保護が廃止されたとき	生活保護廃止決定通知書	
国保を脱退するとき	他市町村に転出するとき	資格確認書
	職場の健康保険に加入したとき	資格確認書、新しくできた職場の資格確認書または資格情報のお知らせなど
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	死亡したとき	資格確認書
	生活保護が開始されたとき	資格確認書、生活保護決定通知書
その他	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	資格確認書
	保険証・資格確認書をなくした(汚れや破損で使えなくなった)とき	身分を証明するもの(運転免許証など)
	修学のため子どもが他市町村へ転出するとき	在学証明書、資格確認書

●加入の手続きを14日以内にされない場合

国保加入の手続きをせず医療機関で診療などを受けた場合、いったん自己負担となりますが、支払いをしてから2年間は大豊町へ申請をすれば保険者負担分(町負担分)は返還されます。

また、国保税は、届け出をした月からではなく国保に加入する資格を得た月までさかのぼって納めることとなります。

●脱退の手続きが遅れた場合

職場の健康保険などへ加入した後に、国保を使って医療を受けた場合、国保で負担した分の医療費を返還していただくことになります。また、職場の健康保険などの保険料と国保税を二重に払ってしまうことになります。

●医療機関にも保険変更の届け出を

職場の健康保険などに加入されてから、資格確認書などが交付されるまでに時間がかかることがあります。その間に国保を使って医療機関を受診している場合は、至急、健康保険を変更したことを医療機関にも届け出てください。

●国保の有効期限について

有効期限は令和8年7月31日です。75歳になられる方は誕生日の前日までとなります。

新しい資格確認書等は7月下旬に送付する予定です。

問い合わせ先 住民生活課 保険窓口班 岡崎